

資料 2

# 高知県地域福祉支援計画(原案)の概要



# 地域福祉支援計画・地域福祉計画・地域福祉活動計画について

## 都道府県地域福祉支援計画

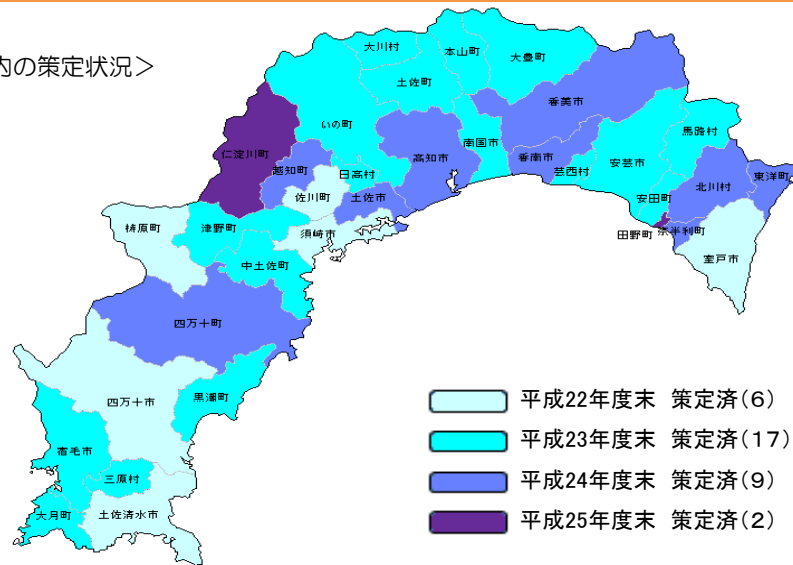
### 【社会福祉法 第108条】

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項(※下記)を一体的に定める計画(「都道府県地域福祉支援計画」)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとともに、その内容を公表するよう努めるものとする

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

### ◆平成23年3月「高知県地域福祉支援計画」策定 (平成23年度から平成27年度までの5年間)

<高知県内の策定状況>



## 市町村地域福祉計画

### 【社会福祉法 第107条】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項(※下記)を一体的に定める計画(「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ◆地域福祉計画策定済 34市町村(平成27年3月末現在)

## 市町村地域福祉活動計画 (市町村社会福祉協議会)

### 【地域福祉計画策定指針(H15.11全国社会福祉協議会)】

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画

- 1 住民福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動
- 2 住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動
- 3 住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能

### ◆地域福祉活動計画策定済 33社協(平成27年3月末現在)

## 地域福祉アクションプラン (一体的に策定)

# 高知県地域福祉支援計画改定の方向性

## 【地域福祉支援計画改定の趣旨・考え方】

少子高齢化のさらなる進行や、貧困、虐待などの課題の多様化や複合化も見られる中、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、県民の在宅生活の希望をかなえ、生活の質の向上を図るためには、要介護者や一人暮らしなどの配慮を必要とする高齢者をはじめ、障害のある人、子どもなどに、これまで以上にきめ細かい対応が必要なため、以下の考え方により改定する。

- 現在改定中の「第3期日本一の健康長寿県構想」の内容との整合性を確保。
  - あったかふれあいセンターの機能強化や、福祉人材の確保・育成等に関する記述を充実
  - 「日本一の健康長寿県構想」の構想期間と合わせ、計画期間を4年間に変更
- 介護保険制度の改正や、生活困窮者自立支援制度の施行、災害時要配慮者対策などへの対応。
  - 介護保険制度の改正等を踏まえた介護予防・生活支援の取組の推進等
  - 生活困窮者の自立支援や災害時要配慮者対策に関する記述を追加
- その他、これまでの取組の成果・課題や有識者からの意見等を踏まえ、さらなる「高知型福祉」の実現に向け、記述を見直し。

## 【地域福祉支援計画の構成】

